

# 香川県報



号外 6

平成 18 年

3月28日(火曜日)

## 規 則

### 目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

- 香川県職員退職手当条例施行規則 （人事・行革課） 一
- 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則 （ ） 九
- 知事等の給与等の特例に関する条例第四条第一項及び第二項の職員及び割合を定める規則 （ ） 一〇
- 技能職員の給与の特例に関する規則 （ ） 一一
- 退職勧奨の記録に関する規則の一部を改正する規則 （ ） 一一
- 特定の特別職の職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 （ ） 一一
- 技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 （ ） 一一

### 規 則

香川県職員退職手当条例施行規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二十五号

香川県職員退職手当条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、香川県職員退職手当条例（昭和二十九年香川県条例第三十八号、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（基礎在職期間）

第二条 条例第四条の三第二項第十九号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

一 条例第五条の二第六項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間

二 条例附則第十九項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間

三 条例附則第二十項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間

四 条例附則第二十一項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる昭和六十二年三月三十一日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び同年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間

五 条例附則第二十五項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間

六 条例附則第二十七項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間

七 職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成十三年香川県条例第四十七号）第十五条第二項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定法人役職員としての在職期間

（退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等）

第三条 条例第四条の十第一項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条の二第一項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第六条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をすることを要しない期間のあつた休職月等(次号及び第三号に規定する現実に職務をすることを要しない期間のあつた休職月等を除く。)(当該休職月等

二 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条第一項の規定による育児休業をいう。以下同じ。)(により現実に職務をすることを要しない期間(当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。)(のあつた休職月等 退職した者が属していた条例第四条の十第一項各号に掲げる職員(以下「職員の区分」という。)(が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の三分の一に相当する数(当該相当する数に未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

三 第一号に規定する事由以外の事由により現実に職務をすることを要しない期間のあつた休職月等(前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。)(退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の二分の一に相当する数(当該相当する数に未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)  
第四条 退職した者の基礎在職期間に条例第四条の三第二項第二号から第十九号までに掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)(が含まれる場合における条例第四条の十第一項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、知事の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

一 職員としての引き続きいた在職期間(その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。)(

に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続きいた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続きいた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

二 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続きいた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員(当該従事していた職務が知事の定めるものであったときは、知事の定める職務に従事する職員)

(職員の区分)

第五条 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表イ又はロの表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の下欄に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

(調整月額に順位を付す方法等)

第六条 前条(第四条の規定により同条各号に定める職員として在職していたもの)とみなされる場合を含む。(後段の規定により退職した者が同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(その者の非違により退職した者)

第七条 条例第六条第二項第二号に規定する規則で定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して三月前までに当該非違を原因として地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)(又はこれに準ずる処分を受けたものとする。

(補則)

第八条 この規則に定めるもののほか、退職手当に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

別表(第五条関係)

イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員  
員の区分についての表

第一号区分	第二号区分
<p>一 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に て適用されていた職員の給与に関する条例(昭和二十六年香川県 条例第五号)(以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の職 員給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者で その属する職務の級が十一級であったもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職 給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であ ったもののうち知事の定めるもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の大学教 育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級で あったもののうち知事の定めるもの</p> <p>四 前三号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の行政職 給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であ ったもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の公安職 給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であ ったもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の研究職 給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であ ったもののうち知事の定めるもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職 給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であ</p>
第三号区分	第二号区分
<p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職 給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であ ったもののうち知事の定めるもの又は八級であったもの</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職 給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であ ったもの</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の大学教 育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級で あったもの(第一号区分の項第三号に掲げる者を除く。)(うち 知事の定めるもの)</p> <p>八 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に て適用されていた公立学校職員の給与に関する条例(昭和二十九 年香川県条例第八号。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以 前の学校職員給与条例」という。)(の高等学校等教育職給料表の 適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの のうち知事の定めるもの</p> <p>九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の中 学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する 職務の級が四級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>十 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の行政職 給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であ ったもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の公安職 給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であ ったもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の研究職 給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であ ったもの(第二号区分の項第三号に掲げる者を除く。)(うち知事 の定めるもの)</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職</p>

	<p>給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第一号区分の項第二号及び第二号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの(第二号区分の項第五号に掲げる者を除く。)</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの(うち知事の定めるもの)</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(第一号区分の項第三号及び第二号区分の項第七号に掲げる者を除く。)</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の高等学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号区分の項第八号に掲げる者を除く。)</p> <p>九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号区分の項第九号に掲げる者を除く。)</p> <p>十 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p>
<p>第五号区分</p>	<p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの(うち知事の定めるもの)</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの(第三号区分の項第六号に掲げる者を除く。)(うち知事の定めるもの)</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(うち知事の定めるもの)</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の高等学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの(うち知事の定めるもの)</p> <p>九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの(うち知事の定めるもの)</p> <p>十 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p>
<p>第四号区分</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(うち知事の定めるもの又は五級であったもの(第二号区分の項第三号及び第三号区分の項第三号に掲げる者を除く。))</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であ</p>

<p>第六号区分</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったものうち知事の定めるもの又は六級であったもの(第三号区分の項第六号及び第四号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第四号区分の項第七号に掲げる者を除く。)</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったものうち知事の定めるもの又は三級であったもの(第四号区分の項第八号に掲げる者を除く。)</p> <p>九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったものうち知事の定めるもの又は三級であったもの(第四号区分の項第九号に掲げる者を除く。)</p> <p>十 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた技能職員の給与に関する規則(昭和三十三年香川県規則第五十号)(以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の技能職員給与規則」という。)の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの</p> <p>十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p>	<p>第七号区分</p> <p>給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの(第五号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(第五号区分の項第五号に掲げる者を除く。)</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(第五号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの(第五号区分の項第八号に掲げる者を除く。)</p> <p>九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの(第五号区分の項第九号に掲げる者を除く。)</p> <p>十 平成八年四月以後平成十八年三月以前の技能職員給与規則の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの</p> <p>十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p>
<p>給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(第三号区分の項第六号及び第四号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第四号区分の項第七号に掲げる者を除く。)</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったものうち知事の定めるもの又は三級であったもの(第四号区分の項第八号に掲げる者を除く。)</p> <p>九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったものうち知事の定めるもの又は三級であったもの(第四号区分の項第九号に掲げる者を除く。)</p> <p>十 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた技能職員の給与に関する規則(昭和三十三年香川県規則第五十号)(以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の技能職員給与規則」という。)の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの</p> <p>十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p>	<p>給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの(第五号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(第五号区分の項第五号に掲げる者を除く。)</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(第五号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの(第五号区分の項第八号に掲げる者を除く。)</p> <p>九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの(第五号区分の項第九号に掲げる者を除く。)</p> <p>十 平成八年四月以後平成十八年三月以前の技能職員給与規則の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの</p> <p>十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p>

<p>第八号区分</p>	<p>たものうち知事の定めるもの又は三級であったもの（第六号区分の項第三号に掲げる者を除く。）                  四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったものうち知事の定めるもの                  五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったものうち知事の定めるもの又は四級であったもの                  六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの又は五級であったもの（第五号区分の項第六号及び第六号区分の項第六号に掲げる者を除く。）                  七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったものうち知事の定めるもの                  八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったものうち知事の定めるもの又は二級であったもの（第五号区分の項第八号及び第六号区分の項第八号に掲げる者を除く。）のうち知事の定めるもの                  九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったものうち知事の定めるもの又は二級であったもの（第五号区分の項第九号及び第六号区分の項第九号に掲げる者を除く。）のうち知事の定めるもの                  十 平成八年四月以後平成十八年三月以前の技能職員給与規則の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であったもの                  十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p>				
<p>口 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="775 1196 1422 1339"> <p>第一号区分</p> </td> <td data-bbox="775 1339 1422 2078"> <p>一 平成十八年四月一日以後適用されている職員の給与に関する条例（他の条例等において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）以下「平成十八年四月以後の職員給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの                  二 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち知事の定めるもの                  三 平成十八年四月以後の職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち知事の定めるもの                  四 平成十八年四月一日以後適用されている一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年香川県条例第六十一号）（以下「平成十八年四月以後の任期付職員条例」という。）第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給又は七号給の給料月額を受けていたもの                  五 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1196 775 1339"> <p>第二号区分</p> </td> <td data-bbox="204 1339 775 2078"> <p>一 平成十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの                  二 平成十八年四月以後の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの                  三 平成十八年四月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったものうち知事の定めるもの                  四 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの（第一号区分の項第二号に掲げる者を除く。）のうち知事の定めるもの                  五 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったものうち知事の定めるもの又は八級であったもの                  六 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの</p> </td> </tr> </table>	<p>第一号区分</p>	<p>一 平成十八年四月一日以後適用されている職員の給与に関する条例（他の条例等において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）以下「平成十八年四月以後の職員給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの                  二 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち知事の定めるもの                  三 平成十八年四月以後の職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち知事の定めるもの                  四 平成十八年四月一日以後適用されている一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年香川県条例第六十一号）（以下「平成十八年四月以後の任期付職員条例」という。）第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給又は七号給の給料月額を受けていたもの                  五 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p>	<p>第二号区分</p>	<p>一 平成十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの                  二 平成十八年四月以後の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの                  三 平成十八年四月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったものうち知事の定めるもの                  四 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの（第一号区分の項第二号に掲げる者を除く。）のうち知事の定めるもの                  五 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったものうち知事の定めるもの又は八級であったもの                  六 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの</p>
<p>第一号区分</p>	<p>一 平成十八年四月一日以後適用されている職員の給与に関する条例（他の条例等において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）以下「平成十八年四月以後の職員給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの                  二 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち知事の定めるもの                  三 平成十八年四月以後の職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち知事の定めるもの                  四 平成十八年四月一日以後適用されている一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年香川県条例第六十一号）（以下「平成十八年四月以後の任期付職員条例」という。）第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給又は七号給の給料月額を受けていたもの                  五 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p>				
<p>第二号区分</p>	<p>一 平成十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの                  二 平成十八年四月以後の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの                  三 平成十八年四月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったものうち知事の定めるもの                  四 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの（第一号区分の項第二号に掲げる者を除く。）のうち知事の定めるもの                  五 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったものうち知事の定めるもの又は八級であったもの                  六 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの</p>				

	<p>第三号区分</p> <p>七 平成十八年四月以後の職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第一号区分の項第三号に掲げる者を除く。）のうち知事の定めるもの</p> <p>八 平成十八年四月一日以後適用されている公立学校職員の給与に関する条例（以下、平成十八年四月以後の学校職員給与条例」という。）の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち知事の定めるもの</p> <p>九 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち知事の定めるもの</p> <p>十 平成十八年四月以後の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p>
	<p>第四号区分</p> <p>料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第二号区分の項第八号に掲げる者を除く。）</p> <p>九 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第二号区分の項第九号に掲げる者を除く。）</p> <p>十 平成十八年四月以後の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p>
	<p>一 平成十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの（第二号区分の項第三号に掲げる者を除く。）のうち知事の定めるもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第一号区分の項第二号及び第二号区分の項第四号に掲げる者を除く。）</p> <p>五 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの（第二号区分の項第五号に掲げる者を除く。）</p> <p>六 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもののうち知事の定めるもの</p> <p>七 平成十八年四月以後の職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第一号区分の項第三号及び第二号区分の項第七号に掲げる者を除く。）</p> <p>八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の高等学校等教育職給</p>
	<p>一 平成十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの又は五級であつたもの（第二号区分の項第三号及び第三号区分の項第三号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>五 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもののうち知事の定めるもの</p> <p>六 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの（第三号区分の項第六号に掲げる者を除く。）</p> <p>七 平成十八年四月以後の職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち知事の定めるもの</p> <p>八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち知事の定めるもの</p> <p>九 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級で</p>

第五号区分	第六号区分
<p>あつたものうち知事の定めるもの</p> <p>十 平成十八年四月以後の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p> <p>一 平成十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち知事の定めるもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち知事の定めるもの</p> <p>五 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの(第四号区分の項第五号に掲げる者を除く。)</p> <p>六 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたものうち知事の定めるもの</p> <p>七 平成十八年四月以後の職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第四号区分の項第七号に掲げる者を除く。)</p> <p>八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち知事の定めるもの又は三級であつたもの(第四号区分の項第八号に掲げる者を除く。)</p> <p>九 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち知事の定めるもの又は三級であつたもの(第四号区分の項第九号に掲げる者を除く。)</p> <p>十 平成十八年四月以後の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給又は二号給の給料月額を受けて</p>	<p>いたもの</p> <p>十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p> <p>一 平成十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたものうち知事の定めるもの又は五級であつたもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第五号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p> <p>四 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第五号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>六 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第五号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p> <p>七 平成十八年四月以後の職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの</p> <p>八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第五号区分の項第八号に掲げる者を除く。)</p> <p>九 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第五号区分の項第九号に掲げる者を除く。)</p> <p>十 平成十八年四月一日以後適用されている技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年香川県規則第三十一号)附則第三項の適用を受けていた者</p>



第七号区分

- 十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの
- 一 平成十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの
- 二 平成十八年四月以後の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち知事の定めるもの又は四級であったもの（第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。）
- 三 平成十八年四月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもののうち知事の定めるもの
- 四 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもののうち知事の定めるもの
- 五 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち知事の定めるもの又は四級であったもの
- 六 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの
- 七 平成十八年四月以後の職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもののうち知事の定めるもの
- 八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもののうち知事の定めるもの又は二級であったもの（第五号区分の項第八号及び第六号区分の項第八号に掲げる者を除く。）のうち知事の定めるもの
- 九 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもののうち知事の定めるもの又は二級であったもの（第五号区分の項第九号及び第六号区分の項第九号に掲げる者を除く。）のうち知事の定めるもの
- 十 平成十八年四月一日以後適用されている技能職員の給与に関する規則の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の

第八号区分	級が三級であったもの 十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの 第一号区分から第七号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
-------	--

香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二十六号

香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第十五号。以下「改正条例」という。）附則第三項、第五項及び第八項の規定に基づき、改正条例の施行に伴う経過措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（改正条例附則第三項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項に規定する規則で定める額）

第一条 改正条例附則第三項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項に規定する規則で定める額は、改正条例附則第三項に規定する者が、知事の定めるところにより、その者の香川県職員退職手当条例（昭和二十九年香川県条例第三十八号）第四条の三第二項第二号から第十九号までの規定に掲げる在職期間において同条例第二条に規定する職員として在職していたものとみなした場合に、その者が改正条例の施行の日の日において受けるべき改正条例附則第二項に規定する給料月額とする。

（改正条例附則第五項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第四項に規定する規則で定める額）

第三条 改正条例附則第五項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第四項に規定する規則で定める額は、前条に規定する給料月額とする。

（給料の調整額）

第四条 改正条例の施行の日の前日において公立学校職員の給与に関する条例(昭和二十九年香川県条例第八号)第十七条に規定する給料の調整額が支給されていた職員についての改正条例附則第二項及び第四項の規定の適用については、改正条例附則第二項中「及び同日」とあるのは「並びに同日」と、「額」とあるのは「額」及び同日に公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年香川県教育委員会規則第八号)附則第三項第一号に規定する旧調整基本額表が同号に規定する暫定調整基本額表に改定されたものとみなした場合の給料の調整額」と、改正条例附則第四項中「額」とあるのは「額」及び同日に公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則附則第三項第一号に規定する旧調整基本額表が同号に規定する暫定調整基本額表に改定されたものとみなした場合の給料の調整額」と、「給料月額」とあるのは「給料月額及び給料の調整額」ととする。

2 前項に規定する職員との権衡上必要があると認められる職員の改正条例附則第二項及び第四項の規定の適用については、知事が定める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

知事等の給与等の特例に関する条例第四条第一項及び第二項の職員及び割合を定める規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二十七号

知事等の給与等の特例に関する条例第四条第一項及び第二項の職員及び割合を定める規則

(特例条例第四条第一項及び第二項の規則で定める職員及び割合)

第一条 知事等の給与等の特例に関する条例(平成十八年香川県条例第四号)以下「特例条例」という。(第四条第一項及び第二項の規則で定める職員は、平成十八年四月一日(以下「切替日」という。))以降に給料表(職員の給与に関する条例(昭和二十六年香川県条例第五号)第三条第一項に規定する給料表及び公立学校職員の給与に関する条例

(昭和二十九年香川県条例第八号)第五条第一項に規定する給料表をいう。))の適用を異にする異動(以下「給料表異動」という。))をした職員のうち、切替日の前日において給料表異動があったものとした場合に、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年香川県人事委員会規則第九号)による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和六十年香川県人事委員会規則第十号)第二十六条第一項の規定の例により同日において決定されることとなる職務の級が次の各号に規定する職務の級となる職員とし、特例条例第四条第一項及び第二項の百分の五を超えない範囲内で規則で定める割合は、当該各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合とする。

一 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第十四号)による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の職員給与条例」という。))第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の職務の級八級の職員 百分の五

二 改正前の職員給与条例第三条第一項第二号に規定する公安職給料表の職務の級八級の職員(警視をもって充てる職にある職員を除く。)) 百分の五

三 改正前の職員給与条例第三条第一項第三号に規定する研究職給料表の職務の級四級又は五級の職員 百分の五

四 改正前の職員給与条例第三条第一項第四号ロに規定する医療職給料表(一)の職務の級六級の職員 百分の五

五 改正前の職員給与条例第三条第一項第四号ハに規定する医療職給料表(二)の職務の級六級の職員 百分の五

(この規則により難い場合の措置)

第二条 この規則により難い特別の事情があると認められるときは、別に定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

技能職員の給与の特例に関する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県規則第二十八号

技能職員の給与の特例に関する規則

技能職員の給与に関する規則（昭和三十二年香川県規則第五十号。以下「技能職員給与規則」という。）の適用を受ける職員の受ける給料月額と技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年香川県規則第三十一号。以下「平成十八年改正技能職員給与規則」という。）附則第二項又は第三項の規定により職員の給与に関する条例（昭和二十六年香川県条例第五号）の給料表の適用を受ける職員の例によることとされる給料の切替えに伴う措置により支給される給料の額との合計額は、平成十八年度においては、技能職員給与規則第二条並びに平成十八年改正技能職員給与規則附則第二項及び第三項の規定にかかわらず、技能職員給与規則別表第一に定める給料月額と平成十八年改正技能職員給与規則附則第二項の規定により職員の給与に関する条例の給料表の適用を受ける職員の例によることとされる給料の切替えに伴う措置により支給される給料の額との合計額又は平成十八年改正技能職員給与規則附則第三項に定める給料月額と同項の規定により職員の給与に関する条例の給料表の適用を受ける職員の例によることとされる給料の切替えに伴う措置により支給される給料の額との合計額から、当該合計額に、同表の職務の級一級の職員にあつては百分の三を、同表の職務の級二級若しくは三級の職員又は同項に規定する職員にあつては百分の四を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

附則

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則は、平成十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

退職勧奨の記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県規則第二十九号

退職勧奨の記録に関する規則の一部を改正する規則

退職勧奨の記録に関する規則（昭和六十一年香川県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条の五」を「第四条の六」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

特定の特別職の職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県規則第三十号

特定の特別職の職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

特定の特別職の職員の期末手当に関する規則（昭和四十七年香川県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「四級」を「三級」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県規則第三十一号

技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与に関する規則（昭和三十二年香川県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

## 技 能 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	120,200	183,800	221,100
	2	121,100	185,600	223,000
	3	122,000	187,400	224,900
	4	122,900	189,200	226,800
	5	123,900	190,800	228,600
	6	124,900	192,600	230,600
	7	125,900	194,400	232,600
	8	126,900	196,200	234,600
	9	127,700	198,000	236,600
	10	128,700	199,800	238,600
	11	129,700	201,600	240,600
	12	130,700	203,400	242,600
	13	131,500	205,000	244,600
	14	132,100	206,900	246,600
	15	132,700	208,800	248,600
	16	133,300	210,700	250,600
	17	134,000	212,600	252,600
	18	135,100	214,600	254,600
	19	136,200	216,600	256,600
	20	137,300	218,600	258,600
	21	138,400	220,400	260,500
	22	139,500	222,400	262,400
	23	140,600	224,400	264,300
	24	141,700	226,400	266,200
	25	142,800	228,300	268,200
	26	144,100	230,200	270,100
	27	145,400	232,100	272,000
	28	146,700	234,000	273,900
	29	148,000	235,700	275,800
	30	149,500	237,300	277,700
	31	151,000	238,900	279,600
	32	152,500	240,500	281,500
	33	153,800	242,100	283,200
	34	155,300	243,700	285,100
	35	156,800	245,300	287,000
	36	158,300	246,900	288,900
	37	159,700	248,400	290,600
	38	162,300	250,000	292,400
	39	164,900	251,600	294,200

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

40	167,500	253,200	296,000
41	170,200	254,600	297,900
42	171,900	256,000	299,600
43	173,600	257,400	301,300
44	175,300	258,800	303,000
45	176,800	260,100	304,700
46	178,600	261,500	306,400
47	180,400	262,900	308,100
48	182,200	264,300	309,800
49	183,800	265,600	311,300
50	185,300	266,900	312,900
51	186,800	268,200	314,500
52	188,300	269,500	316,100
53	189,600	270,600	317,800
54	190,900	271,900	319,400
55	192,200	273,200	321,000
56	193,500	274,500	322,600
57	194,900	275,700	324,100
58	196,200	276,800	325,300
59	197,500	277,900	326,500
60	198,800	279,000	327,700
61	200,000	280,200	328,800
62	201,300	281,200	329,800
63	202,600	282,200	330,800
64	203,900	283,200	331,800
65	205,100	284,200	332,700
66	206,300	285,100	333,500
67	207,500	286,000	334,300
68	208,700	286,900	335,100
69	210,000	287,900	336,000
70	211,100	288,700	336,700
71	212,200	289,500	337,400
72	213,300	290,300	338,100
73	214,400	291,100	338,600
74	215,500	291,600	339,200
75	216,600	292,100	339,800
76	217,700	292,600	340,400
77	218,800	293,000	340,800
78	219,900	293,400	341,300
79	221,000	293,800	341,800
80	222,100	294,200	342,300
81	223,000	294,500	342,800
82	224,100	294,900	343,300
83	225,200	295,300	343,800
84	226,300	295,700	344,300

	85	227,300	296,000	344,800
	86	228,100	296,400	345,300
	87	228,900	296,800	345,800
	88	229,700	297,200	346,300
	89	230,500	297,500	346,700
	90	231,200	297,900	347,200
	91	231,900	298,300	347,700
	92	232,600	298,700	348,200
	93	233,400	298,900	348,500
	94	234,200	299,300	349,000
	95	235,000	299,700	349,500
	96	235,800	300,100	350,000
	97	236,500	300,300	350,300
	98	237,200	300,700	350,800
	99	237,900	301,100	351,300
	100	238,600	301,500	351,800
	101	239,400	301,700	352,100
	102	240,100	302,100	352,500
	103	240,800	302,500	352,900
	104	241,500	302,900	353,300
	105	242,300	303,100	353,800
	106	242,800	303,500	354,200
	107	243,300	303,900	354,600
	108	243,800	304,300	355,000
	109	244,100	304,500	355,500
	110		304,900	355,900
	111		305,300	356,300
	112		305,700	356,700
	113		305,900	357,200
	114		306,300	
	115		306,700	
	116		307,100	
	117		307,300	
	118		307,600	
	119		307,900	
	120		308,200	
	121		308,600	
	122		308,900	
	123		309,200	
	124		309,500	
	125		309,900	
再任用職員		186,800	214,600	259,000

備考 再任用職員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

別表第2 (第3条、第5条関係)

級 別 標 準 職 務 表

職務の級	標 準 職 務
3 級	主席主事又は主席技師の職務
2 級	主任主事又は主任技師の職務
1 級	主事又は技師の職務

別表第三中備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第4条、第5条関係）

## 級 別 資 格 基 準 表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級		
		1 級	2 級	3 級
技能職員 ( )	高校卒		9	別に定める
		0	9	
技能職員 ( )	高校卒		9	別に定める
		0	9	
	中学卒		12	別に定める
		0	15	



別表第三備考第一項第二号中「、狂犬病予防技術員」及び「、訓練技能員」を附す。同表備考第二項中「別表第13」を「別表第15」に改める。別表第四を次のように改める。

## 別表第4(第6条関係)

## 初 任 給 基 準 表

職 種	学歴免許等	初 任 給
技能職員( )	高 校 卒	1級29号給
技能職員( )	高 校 卒	1級21号給
	中 学 卒	1級9号給

## 備考

- 1 職種欄の各区分については、別表第3の級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。
- 2 新たに職員となつた者の号給を決定する場合には、規則第11条、第12条、第14条、第16条及び第17条の規定を準用する。
- 3 前項において準用する規則第14条第1項中「その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月」とあるのは、職種欄の「技能職員( )」の区分の適用を受ける職員の場合においては「その者の経験年数のうち、5年を超え10年までの経験年数の月数については15月、10年を超える経験年数の月数については18月」と、職種欄の「技能職員( )」の区分の適用を受ける職員のうち、学歴免許等欄の「高校卒」の区分の適用を受ける職員の場合においては「その者の経験年数のうち9年を超える経験年数の月数については18月」と、学歴免許等欄の「中学卒」の区分の適用を受ける職員の場合においては「その者の経験年数のうち12年を超える経験年数の月数については、18月」と読み替えるものとする。
- 4 別表第3の級別資格基準表の備考第2項に規定する職員に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については同項の規定を、同表の備考第3項に規定する職員に対し第2項において準用する規則第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については同表の備考第3項の規定を準用する。
- 5 職種欄の「技能職員( )」の区分の適用を受ける職員の初任給の号給が職種欄の「技能職員( )」の区分の適用を受ける職員の基準により算定した初任給の号給に達しない場合には、職種欄の「技能職員( )」の区分の適用を受ける職員の基準により算定した号給をその職員の初任給の号給とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)から施行する。

(職務の級の切替え等)

2 職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)の切替日における職務の級及び号給、切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給、切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給並びにこれらの職員の給料の切替えに伴う措置については、職員の給与に関する条例(昭和二十六年香川県条例第五号)の給料表の適用を受ける職員の例による。

3 切替日の前日においてその者が属していた職務の級が七級であった職員の切替日における職務の級、給料月額及び標準職務は、技能職員の給与に関する規則第二条から第五条までの規定にかかわらず次のとおりとし、その者の給料の切替えに伴う措置については、職員の給与に関する条例の給料表の適用を受ける職員の例による。

職務の級	給料月額	標準職務
4 級	391,200円	主席主事又は主席技師の職務

平成十八年三月二十八日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています